

○高浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

平成22年10月1日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、高浜市議会議員（以下「議員」という。）が、議員の職責及び議会への市民の信頼に反した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和37年高浜町条例第1号）の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 高浜市議会定例会及び臨時会の本会議並びに高浜市議会委員会条例（昭和46年高浜市条例第26号）に基づき設置された委員会をいう。

(2) 公務上の災害等 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年高浜町条例第13号）に基づき認定された公務上の災害等をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が自己都合、疾病等により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「議員活動ができない期間」という。）に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

議員活動ができない期間	割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の80
180日を超え365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の0

2 前項の規定は、議員活動ができない期間が90日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下これらを「減額月」という。）から議員活動ができない期間に相当する期間に係る議員報酬月額算定の適用について適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月に受けるべき

議員報酬がないときは、前項の規定は適用しない。

- 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、支給する月の初日から末日まで減額して支給するとき以外のときは、当該議員報酬の額について、その支給する月の議員活動をした日数を基礎として日割によって計算する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれ前6月以内の期間において、議員報酬の支給を減額された月があるときの期末手当の額は、その職に応じた期末手当に、議員活動ができない期間に応じて、第3条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

- 2 基準日のそれぞれ前6月以内の期間において、第3条第1項の表に定める割合のうち異なる割合に該当する場合については、当該割合のうちいずれか低い割合を適用する。

(適用除外)

第5条 次に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、前2条の規定は適用しない。

- (1) 公務上の災害等
- (2) その他議長が認める場合

(議員報酬の支給停止)

第6条 議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、当該議員報酬の額について、その日から当該処分を解かれる日までを基礎として日割によりその月から支給を停止する。

- 2 議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束されない処分を受けた場合において、市議会の議会等を正当な理由もなく欠席したときは、その月から議員報酬の支給を停止する。

- 3 第1項の議員報酬の支給を停止する際、既にその月の議員報酬が支払われていたとき又は支給日が差し迫っているため支給を停止することができないときは、翌月の議員報酬から当該停止された額を差し引いて支給するものとする。この場合において、議員の辞職その他の理由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、当該停止はなかったものとみなす。

(期末手当の停止)

第7条 期末手当の支給に係る基準日のそれぞれ前6月以内の期間において、前条第1項及び第2項の規定の適用を受けたときは、当該期末手当の支給を停止する。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

第8条 支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は当該停止に係る刑事事件の無罪判決(同様の効果を有する判決及び決定を含む。)が確定したときは、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

(議員報酬の不支給)

第9条 第6条第1項の規定により議員報酬の支給を停止され、当該停止に係る刑事事件の有罪判決が確定したときは、停止されていた当該議員報酬は、支給しない。

(期末手当の不支給)

第10条 期末手当の支給に係る基準日のそれぞれ前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、当該期末手当は、支給しない。

(日割計算)

第11条 第3条第3項及び第6条第1項の日割とは、当該月に支給すべき議員報酬の額を、その月の現日数で除した額とする。

(減額、停止及び不支給の効力)

第12条 この条例の規定により前任期中に議員報酬又は期末手当を減額、停止及び不支給とされていた議員が、再び議員の資格を得たときは、前任期中の減額、停止及び不支給の効力は及ばないものとする。

(疑義の決定)

第13条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が決定するものとする。

2 議長は、前項の決定に当たっては、議会運営委員会に諮問し、答申を得るものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。